

組合Q & A

農業者の組合員資格 及び事業所の定義について

Q1 管内の郡を一円とした農業者で、乳牛飼育及び養鶏を行う者が、飼料の共同購入、生産品の共同販売等を主な共同事業として、組合を設立する旨の認可申請があったが、定款第8条に次の疑義があるので回示願いたい。「本組合の組合員たる資格を有する者は左の各号の要件を備える小規模の事業者とする。①畜産を行う事業者であること。②組合の地区内に事業場を有すること。」

(1) ①についてであるが、加入申込者100名は全員農家でそれぞれ乳牛1、2頭を所有し、牛乳の販売をしているもの、又は養鶏を行い卵を販売しているもの等であるが、加入資格定款記載は畜産を行う事業者としてあり、これを認めて差し支えないか。

(2) ②については、組合員にならうとする者全員が組合を通じて牛乳及び鶏卵の共同販売を行おうとするものであるが、事業場とはこれから養畜者（組合員にならうとする者）の畜舎等を事業場と認めて差し支えないか。

し支えないか。

「A」(1)農家であっても、その者が畜産又は養鶏の事業を行うものであるときは、畜産又は養鶏の事業者として事業協同組合を組織することは差し支えない。なお、畜産には養鶏を含まないと解されるので設例の「畜産を行う事業者」は「畜産又は養鶏を行う事業者」とするのが適当である。

(2)畜舎等を事業場と解しても差し支えない。

共通クレジットカードの発行について

Q2 本会は、チケット発行事業を行う協同組合を会員とする協同組合連合会であるが、このたび単位組合のチケット会員の交流、伝票・帳簿の統一、代金回収のあっせん等を行うことを目的に共通クレジット発行事業を計画しているが、これは連合会の事業として実施可能か。また、割賦販売法上の割賦購入あっせんに該当するものかどうか。

「A」事業協同組合の行ういわゆるチケット発行事業は、組合員である小売業者の販売業務を、組合が顧客の信用調査、割賦販売を証する証

票の発行、代金の回収等の割賦販売あっせんを行うことにより補完するものである。すなわち、当該事業は、中協法第9条の2第1項第1号に規定する「生産、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設」の事業に該当する。また、事業協同組合によって組織される協同組合連合会は、会員である事業協同組合の共通事業等について補完、援助等の共同事業を行うことにより、会員組合の事業活動をより効果あるものとするところにその目的がある。貴会が推進中の全国共通クレジット制度は、全国共通クレジットカードの発行、伝票、帳簿の統一、代金回収のあっせん等を行うことにより、会員組合のチケット発行事業の統一、拡大、運営の充実等を可能とし、ひいては組合員である小売業者の経営の向上に寄与し、上記の協同組合連合会の事業について規定する中協法第9条の9第1項第4号の事業に該当するものと考えらる。なお、本共通クレジット制度は、会員組合にとって、当該組合の組合員以外の組合員（他の会員組合の組合員）が当該組合と契約した顧客と取引することにより他の会員組合の組合員に当該組合の事業を利用させ

るかたちとなる場合があり、中協法第9条の2第3項において制限している員外利用に該当するのではないかと疑問が想定される。しかし、本共通クレジット制度は、連合会と各会員組合との取り決めに基づき、連合会を媒体として各会員組合がそれぞれクレジットカードの利用契約を結んだ顧客を互いにその組合員にあっせんし合うというシステムをとっている。すなわち、会員組合が連合会を行うこのようなシステムを持つ全国共通クレジット制度に参加し、それを利用することが会員組合の事業となるものであって、他の会員組合と契約した顧客に対し別の会員組合の組合員が本共通クレジットカードを利用させることは、その組合員にとって他の会員組合の事業を利用したことにならず、その組合員の所属する組合の事業を利用したことになるものと考えらる。つまりこの面から本制度をとらえるならば員外利用に該当することにはならない。したがって、貴会が推進中の全国共通クレジット制度は、中協法に照らし貴会並びに貴会会員組合の事業として差し支えない。次に、協同組合の行うチケット発行事業は、割賦販売法によっても拘束され、同法第2

条第3項の割賦購入あっせんとして取り扱われているが、本制度になっても単に代金回収について連合会又は他の会員組合に委託する場合のことにとどまり、依然として割賦購入あっせんは当該するものと考えられ。割賦販売法上の扱いは従来に変更ないものと考ええる。

組合出資の差押えに ついて

Q3 債権者である「組合員A」の申請により、裁判所より、組合に対して、債務者たる「組合員B」の組合出資金について「債権差押並びに転付命令」が発せられた。この事態に際し次の点を、教示願いたい。

- (1) 組合員の持分と組合員資格はどのようなか。
 - (2) 差し押えた持分又は出資証券が競売される事態に当該組合員が脱退若しくは譲渡を認めない場合。
 - (3) 前項において、当該組合員が譲渡を認めた場合、組合がそれを承認しないとき。
- 「A」(1) 債権者Bの組合員資格は喪失するものでなく、ただ組合よりの配当金取得ができなくなるだけであり、組合員Bの持分が変わるもので

はない。したがって、組合員Bが脱退し、持分払戻しのできる事態にならない限り転付命令が発せられることには疑問がある。

(2) 組合員が脱退又は譲渡を認めない限り、債権者たる組合員AはBの出資あるいは持分を取得又は承継することはできない。ご質問の競売については、組合の出資証券は有価証券でなく、単に出資したことを証する書面であるから、当然競売ということとはあり得ない。

(3) 中協法第17条によって、持分の譲渡は組合が承認しない限りできないので、たとえ組合員が譲渡を承認したとしても譲渡は行い得ないことになる。

法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非

Q4 組合員Aは、○年12月2日組合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲り受けることによりBの加入を、翌年の3月15日の理事会で承諾した。このような資格喪失者の未払持分で譲受加入ができるか。

「A」 脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分の持つ身分権的なものが喪失しており、持分払戻請

求権という債権が残っているだけである。したがって、既に法定脱退した者の組合員としての権利義務を承継することとなる譲受加入ということはあり得ず、当該譲受人の加入は新規加入の手続によらなければならない。

脱退予告者の権利について

Q5 (1) 自由脱退予告者は、持分が計算される期末までの期間は組合員であり、持分権があると解釈してよろしいか。

(2) (1)の組合員は、その持分を確定する決算総会(通常総会、通常5月に開催される)に出席して、組合員権を行使することはできないと解釈してよろしいか。

(3) 脱退予告者が総代である場合、期末までの期間に総代の任期満了による改選があったときは、その組合員は総代の選挙権並びに被選挙権があるか否か。

「A」 (1) 組合員は、中協法第18条の規定により、脱退することができ、この場合、予告を必要とし、かつ、脱退の効果は事業年度末でなければ発生しない。したがって、組合員は予告後も年度末に至るま

での間は依然として組合員たる地位を失うものではなく、それまでの間は、組合員としての一切の権利を有し、かつ義務を負うものである。

(2) 脱退の効果は、事業年度末において発生し、それ以後は、組合員たる地位を失うものであるから、組合員として事業年度終了後の総会に出席することはできない。

(3) 脱退届を提出している組合員が総代であっても、事業年度末に至るまでは組合員たる地位を失うものではないから、総代の選挙権及び被選挙権を有する。

公正取引委員会への届出について

Q6 中協法第7条第1項第1号に規定する中小企業者の規模を超え、数力所に支店をもつ石油販売業者が、各支店所在地に存在する組合に加入する場合、公正取引委員会への届出は、店所在地の組合のみでよいか。

「A」 中協法第7条第3項の届出義務は、組合に対して課せられたものであって、組合員が他の組合に重複加入している場合でもそれぞれ加入している組合に届出義務がある。